

<令和8年4月1日開所>民間認可保育所等設置運営事業者の募集に係る質問及び回答

No	質問事項	回答
1	様式3・5・6の記入枠は、設定された枠の大きさを変更して良いか。	各様式の記入に当たっては、枠の大きさを変更するほか、枠を削除して記述いただいても問題ございません。
2	詳細説明やパンフレット・図・絵・写真等を別添もしくは差し込みで提出して良いか。	図や絵、写真を差し込みで入れるほか、必要があれば、パンフレットを別添資料として添付してください。
3	プレゼンテーションは、プロジェクターを使用して良いか。	プレゼンテーションは、提出いただいた資料を審査委員の手元に配布し実施する予定で、プロジェクター等を活用したプレゼンテーションも可能です。詳細は、プレゼンテーションの日程と合わせて通知することを予定しております。
4	参加表明書類ウについて、原本にかえて、「原本と相違ない証明」付きで写しの提出で良いか。	代表者の原本証明を付した法人定款を1部御提出ください。
5	株式会社でも補助金の活用は可能か。	<p>施設整備に係る補助金は、就学前教育・保育施設整備交付金の活用を予定しています。同交付金交付要綱（令和5年8月22日付け成事第466号、令和6年1月18日付け成事第12号）6表中(1)保育所の③設置主体のただし書きにあるとおり、保育所の設置主体は、社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人又は公益財団法人のほか、市町村が認めた者とされており、本プロポーザルにおいて選定された場合、株式会社による設置も認めることとします。</p> <p>ただし、国の制度改正等により変更する場合があります。ことに御留意ください。</p> <p>なお、幼保連携型認定こども園は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第12条の規定により株式会社による設置が認められていないため、御留意ください。</p>